

豊橋市行財政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行財政改革に係る計画の策定に関する事項その他行財政改革の推進に関する事項について幅広い見地から意見を得るため、豊橋市行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に、会長及び副会長1名を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が主宰する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日から施行し、平成28年3月31日をもって廃止する。